

安全データシート

作成日 2015/03/05

改訂日 2018/06/04

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	オールマイティーネオ ホワイト(白)
整理番号	00459101
供給者の会社名称	アトムサポート株式会社
住所	174-0041 東京都板橋区舟渡 3-9-6
担当部門	営業本部
電話番号	03-3969-3160
FAX 番号	03-3969-3165
緊急連絡電話番号	管理本部 03-3969-3160
推奨用途及び使用上の制限	家庭用塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2A 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 2（血液系 腎臓 中枢神経系）
環境有害性	水生環境有害性（急性） 区分 3 水生環境有害性（長期間） 区分 3
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。	

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告

危険有	H319 強い眼刺激
害性情	H371 血液系、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ
報	H412 長期的影響によって水生生物に有害
予防策	保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270) 環境への放出を避けること。(P273)

注意書

き

- 応急措置** ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して、洗浄を続ける。その後、すみやかに医師の診断、手当を受けること。(P305+P351+P338)
眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当を受けること。(P337+P313)
- 保管** 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄** 内容物、容器の廃棄は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

合成樹脂エマルション塗料

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
水	40%～50%	H2O	なし	整理番号なし	7732-18-5
その他	20%～30%	—	—	—	—
酸化チタン (IV)	20%～30%	TiO2	(1)-558	—	13463-67-7
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1%～10%	—	(2)-422, (7)-97	既存	112-34-5
エチレングリコール	5%未満	HOCH2CH2OH	(2)-230	既存	107-21-1
含水微粉ケイ酸	5%未満	SiO2	(1)-548	既存	7631-86-9

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

現在、知見なし

- 労働安全** 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、
衛生法 施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
- エチレングリコール（法令指定番号：75）（5%未満）
ジエチレングリコールモノブチルエーテル（法令指定番号：224の3）（1%～10%）
結晶質シリカ（法令指定番号：165の2）（5%未満）
酸化チタン（IV）（法令指定番号：191）（20%～30%）

4. 応急措置

- 吸入した場合** 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合** 付着物を布にて素早く拭き取る。
大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 眼に入った場合** 直ちに大量の清浄な流水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
まぶたの裏まで完全に洗うこと。

- 飲み込んだ場合** 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤	水 炭酸ガス 泡 粉末 乾燥砂
特有の消火方法	このものには可燃性はない。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
 周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- 環境に対する注意事項** 河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材** 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	換気の良い場所で取り扱う。 容器はその都度密栓する。
技術的対策	現在、知見なし
安全取扱注意事項	現在、知見なし
保管	日光の直射を避ける。 通風のよいところに保管する。 0°C以下になる場所に保管しないこと。
安全な容器包装材料	現在、知見なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化チタン (IV)	—	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL —
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	—	—	TWA 10 ppm(IFV), STEL —
エチレングリコール	—	—	TWA 25 ppm (V), STEL 50 ppm

			(V), 10 mg/m ³ (I, H)
含水微粉ケイ酸	-	-	-

設備対策 特別に必要ない。

保護具

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 呼吸器の保護具 | 防塵マスクを着用する。 |
| 手の保護具 | 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。 |
| 眼の保護具 | 取扱いには保護メガネを着用すること。 |

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態	液体
形状	液体 (粘稠液)
色	白色
臭い	微臭
pH	8.0 ~ 9.5
沸点、初留点及び沸騰範囲	100°C
引火点	引火せず
比重 (密度)	1.22
n-オクタノール／水分配係数	現在、知見なし
自然発火温度	現在、知見なし

10. 安定性及び反応性

反応性	現在、知見なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	現在、知見なし
避けるべき条件	現在、知見なし
危険有害な分解生成物	このものは燃えないが、塗膜が燃えた場合はCOなどの有害性ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性 この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。

12. 環境影響情報

生態毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
オゾン層への有害性	データなし
その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

1.3. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物** 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）をして処理する。
容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- 汚染容器及び包装** 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。
空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

1.4. 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国際規制

海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
国内規制	
陸上規制	該当しない
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない

1.5. 適用法令

- 化審法** 優先評価化学物質（法第2条第5項）
- 労働安全衛生法** 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）
- 水質汚濁防止法** 有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）
指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
- 消防法** 非危険物

大気汚染防止法	揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示） 有害液体物質（Y類同等の物質）（環境省告示第148号第2号）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
建築基準法	ホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆
家庭用品品質表示法	

1.6. その他の情報

参考 NITE 独立行政法人製品評価技術基盤機構

文献 日本ケミカルデータベース「ezCRIC」

「GHS 対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック」日本塗料工業会

その他 ここに記載された内容は、現時点入手できた情報や当社所有の知見によるものですが、これからのデータや評価はいかなる保証をするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。